

Proposition 65 支援サービス

カリフォルニア州にはProposition 65 (正式名称「Proposition65 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986」安全な飲料水及び有害物質施行法(1986)という規則があります。対象化学物質は現時点で900以上が挙げられており、それらの多くは閾値(規制値)が示されていない為、対応の難しい法律となっています。

SGSジャパンでは、世界2000か所に広がるグローバルネットワークと豊富な材料分析の知識を生かし、お客様の米国での事業活動をサポートします。

■サービスの流れ (必要なサービスをご選択することができます)



サービス1

法規制の解説と一般的な対応例の説明および個別製品についてのアプローチ方法のご相談

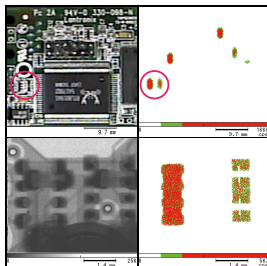
サービス2

警告／和解／訴訟事例とSGSの材料データベースに基づく、訴訟リスク評価 (材料情報が不足する場合にはスクリーニング分析の実施を推奨します。)

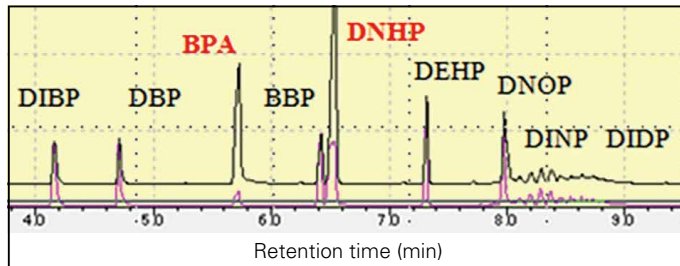
サービス3

化学分析

化学分析 (スクリーニング、精密) を行う事で、サプライチェーンの情報伝達では得ることのできない、規制物質の含有状況を把握できます。



図：XRF像
左：X線透過像、右：Pb



図：トータルイオンクロマトグラムPy/GC-MS
(各フタル酸エステル及びBPAのスクリーニング分析例)

サービス4

専門家による暴露リスク評価

リストされた化学物質の暴露が、指定された閾値レベルを各自で示している場合を除いて、一般的にProposition 65の警告シールを貼る必要があります。製品の使用実態を反映した暴露量の評価は、含有量制限よりも複雑であり、リスクアセスメントの経験を持つ毒性評価者による判断が望まれます。また、弊社では警告ラベルの作成支援も別途承っております。

☆詳細については、下記にお問い合わせください。

■ お問い合わせ先 ■

SGSジャパン株式会社 C&P Connectivity化学物質管理
〒240-0005
横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパーク イーストタワー12F
Tel: 050-3773-4510
E-mail: jpchem.sales@sgs.com

注意：CP65「暴露前の警告」の改正が始まります。

警告ラベルを貼る場合、2018年8月30日以降は、化学物質1種類以上を特定して明記しなければなりません。

ISO / IEC 17025:2017 認定ラボ

※弊社のケミカルラボラトリーはISO17025認定を取得しています。
認定範囲はお問い合わせください。

WHEN YOU NEED TO BE SURE

SGS